

**90 類 1. 物品の測定用、試験用、検定用、選別用又は調整用に使用する機器で第 90 類に属するもの**

- (1) 被測定物又は被試験物から表示又は記録が可能な数値又は量を検出する構造又は機能を有するもの(例えば、マイクロメーター、パス、ものさし等(90.17)、温度計及び気圧計等(90.25))
- (2) 被測定物又は被試験物を取り付けて所要の測定又は試験のための条件を与える機器であって、その条件下における被測定物又は被試験物の状態等によってその被測定物又は被試験物の特性、性能又は精度等を測定又は検知することができるもの(他の測定機器によってもその試験結果を表示することができるかできないかを問わない。)(例えば、歯車の歯あたりを検査する歯車のかみ合わせ試験機(90.31)及びオイル・シールの実稼働における性能試験機(90.31))
- (3) 被測定物又は被試験物から検出した数値又は量に基づいて検定、選別又は調整を行うものであって、前記(2)に該当しないもの(例えば、測定値又は測定量に基づいて被測定物又は被試験物の検定又は選別を行う機器(主として、測定機器又は試験機器としての特性、用途等に基づいて、それぞれ該当する項に属する。)、温度自動調整機器(90.32)及び電圧自動調整機器(90.32))(第16部参照)

## 90 類 2. システム商品の分類について

(1) 関税率表解説第 16 部総説中「機能ユニット」として掲げる事例は、例示であり、当該例示以外のシステム商品であっても、「機能ユニット」として認められる限り、一括分類する。

(2) 「機能ユニット」の定義は、同総説の規定によるものとし、その具体的運用は、下記(3)に該当する場合を除き、次に定めるところによる。

イ 「機能ユニット」とは、原則として、次の要件のすべてを充足する構成要素から成るシステムをいう。

(イ) システム構成要素は、全体として一つの特定機能を果たすものであること(例えば、金属加工機能(第 84.56 項～第 84.63 項))

(ロ) システム構成要素は、当該特定機能に直接に寄与するものであり(不可欠なもの等をいう。例えば、金属加工のための油圧装置)、当該機能に直接に寄与することなく、これと異なる補助的機能を果たすものではないこと(例えば、排水処理装置)。

(ハ) システム構成要素が果たす当該特定機能は、一つの号に掲げる機能であることから、当該構成要素から成るシステムは、同号の機械とみることができること(例えば、金属加工機械(第 84.56 項～第 84.63 項))

(ニ) システム構成要素は、原則として、同時に輸入されること。

ロ 上記(1)の適用に当たっては、次の事項に留意する。

(イ) システム構成要素の一つが二つ以上の機能を果たし、その結果、当該システムが全体として二つ以上の機能を果たすこととなる場合(例えば、機械的な金属加工機能とレーザーによる切断機能)には、当該システムは、当該二つ以上の機能のうち、主たる機能のみを果たすものとみなす。

(ロ) 一つの「機能ユニット」を制御する一つの制御盤は、当該「機能ユニット」の一部を構成するものとして取り扱う。

(ハ) 上記(1)は、第 90 類についても準用することとして差し支えない。

(3) 次のいずれかに該当するシステムは、「機能ユニット」として取り扱わない。

イ 一時的又は暫定的にシステムを構成するもの

ロ 関税率表(譲許表を含む。)又はその解説等の規定により、各構成要素を別個に分類することが明示的に規定されているもの

(4) 関税率表解説に掲げられていない「機能ユニット」の例は、次のとおりであり、これらは一括分類する。

イ 金属加工機械(1台)とその稼働に直接必要な油圧装置(1台)、冷却装置(1台)、電源装置(1台)及び制御装置(1台)から成る金属加工システム……(第 84.56 項～第 84.63 項)

ロ 文章作成用プログラムを記憶させたワードプロセッサ本体(1台)、磁気式記録機(1台)及びプリンター(1台)から成る文章作成システム……(第 8472.90 号)

**90 類 3. 機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品**

第 16 部 1. 「機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品」の規定については、第 90 類の物品（部分品、附属品及び眼鏡その他通常いわゆる機械類とは認められない物品を除く。）について準用する。

**9005.80 1. Night viewing devices (暗視鏡)**

本品は、対物レンズと接眼レンズとの間にイメージ・インテンシファイアーを内蔵したもので、このイメージ・インテンシファイアーにより対物レンズに入射する弱い光を 3 万～5 万倍に増倍することから夜間又は暗い視野においても物体を肉眼でしかも拡大して見ることができるものである。また、本品は、附属品により、写真機、ライフル銃等に取り付けて使用することができる。

関税率表解説の第 90.05 項において、光電子増倍管を取り付けた天体望遠鏡及びイメージ変換管を内蔵する双眼鏡が例示されており、本品もこれらに類似するものと認められる。

したがって、本品は隻眼鏡として第 9005.80 号に属する。

**90.06 項 1. 写真機としての分類基準について**

簡単な写真撮影機能を有する箱型等の写真構造部にフィルムを組み込み一体化したものはフィルムでないとし、写真機とがん具との区分については、次の基準に合致するものを写真機とする。

- (1) 機構、デザイン、加工等から見て明らかにがん具と認められない物品
  - (2) その区分が (1) によっても困難な場合は、使用フィルムが写真材料販売業者により提供されるもの（例えば 35 ミリメートル、カートリッジフィルム）である物品
- (注) フィルムと写真機との分類基準は通則 3 (b) による。

**9006.59 1. 単玉のプラスチック製カメラ**

本品は、フラッシュ同調装置の一部及びシャッターに金属を、他の部分にプラスチックを使用して製造した子供用写真機（使用フィルム6×6センチメートル判）である。プラスチック製の単玉レンズ、3段階の絞り機構（(☉ ☽ ☼ : カメラによって表示は異なる。）で表示され、それぞれおよそF8、F11及びF16の絞りに相当する。）、焦点調整リング（1.2メートル～∞）、シャッター（50分の1秒）及びフラッシュ同調装置をプラスチック製ボディに組み込んである。

本品は、写真機の基本的要件である暗箱、露光調整機構及び焦点調整機構を有しており、かつ、収差を少なくするように製作された単玉レンズを使用していることより写真機と認められ、その構造より、第9006.59号に属する。

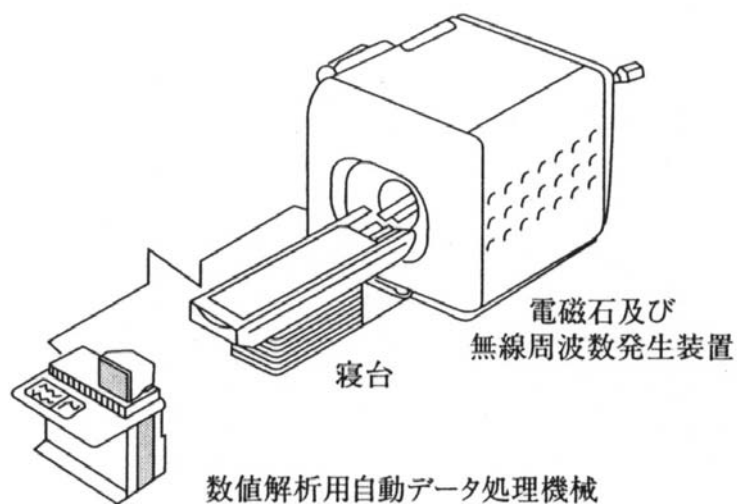
**90.18 項 1. C-235 flatus evacuation bag, C-203 ileo bladder drainage bag 等消耗的医療用具**

C-235 flatus evacuation bag は、腸内ガスの消散と膨脹の緩和のために使用するもので、こう門から挿入し、ガスを採集するための導管にバッグを取り付けたものである。Ileo bladder drainage bag は、尿管ろうやぼうこうろうの手術後に腸又はぼうこうからの排出物を採集するのに使用するもので、採集する人体の部分に直接接着するようになったものである。また、C-285 bile bag は胆石症の患者の胆汁採集に使用する袋で、胆汁を取り出す導管を取り付ける接続管が取り付けられたものである。以上の物品は、いずれもプラスチック製の製品であって、滅菌し、無菌の状態にして一個ずつセロハン紙の袋に密封包装されている。

いずれも器具としての形態及び構造のものであり、かつ、患者に対して医療を施すにあたって医師又はこれに代わる者が使用するものと認められるので、これらは医療用機器として第90.18項に属する。

### 9018.13 1. 磁気共鳴画像診断装置

「磁気共鳴診断装置」とは、磁気共鳴現象を利用して検出した信号をコンピュータ処理し、身体内部の断層像を得る装置である。これらは一般に巨大電磁石、無線周波発生装置、数値解析用自動データ処理機械から構成されており、商取引上では、MRI（Magnetic Resonance Imaging）装置と称されている（下図参照）。



### 9018.39 1. 9018.39号に属するカテーテル、カニューレその他これらに類する物品の範囲について

- (1) カテーテル等は、第 90.18 項解説 (I) (A) (9) カテーテル、カニューレ、吸引管等をいう。更に、同項解説中の (I) (E) 麻酔用機器のうち、器官内用の管、(I) (G) 喉頭用、食道用、胃用又は気管切開用の機器のうち挿入管、及びこれらに類するものについては、カテーテル等の特殊なものと解し、第 9018.39 号に分類することとする。
- (2) また、診断用電気機器等に使用されるように設計された上記カテーテル等が単独で提示された場合、第 90 類注 2 (a) を準用し、カテーテル等の特掲号である第 9018.39 号に分類することとする。

### 9021.21 1. 人工歯

人工歯とは、天然の歯の代用として用いられる、入れ歯の作成に供する、人工的に作られた一本一本の歯のことであり、関税率表解説 90.21 項 (III) (B) でいう「固形義歯」及び「中空義歯」は、人工歯に含まれる。

**9032.89 1. 内燃機関の燃料噴射装置用電子式制御機器**

本品は、自動車用内燃機関の燃料噴射装置の電子式制御機器として使用する物品で、トランジスタ、ダイオード、コンデンサー及び抵抗器から成る電子回路を金属製ケースに収納したものである。本品の機能は、内燃機関に取り付けられた各種の感知器、スイッチ等によって得られる内燃機関の回転数、吸入系統の真空度（内燃機関の負荷を表す。）、温度等の状態についての電気信号に基づいて、内燃機関の負荷及び回転数に応じた燃料噴射弁の開閉時間（注）を制御し、燃料の量を調節するものである。

（注）燃料噴射弁には常に  $2\text{ kg/cm}^2$  の燃料圧力がかかるよう設計されているので、本品により制御される内燃機関のシリンダーに対する燃料噴射量は、弁の開閉時間によって定まる。

本品は内燃機関の負荷、回転数等を把握し、これに応じて必要な燃料の量を自動調整する機器を構成する電子式制御機器であるので、第 9032.89 号に属する。